

## 行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会（第7回） 議事要旨

日 時：平成26年10月28日（火）10時00分～11時40分

場 所：総務省第3特別会議室

出席者：藤原座長、大谷構成員、佐藤構成員、宍戸構成員、下井構成員、庄司構成員、松村構成員

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 犬童参事官

総務省行政管理局 上村局長、讃岐官房審議官、大槻管理官、坂本情報公開・個人情報保護推進室長

議 事：

- 1 開 会
- 2 議 題
  - ・ 中間的な整理（座長試案）について
- 3 閉 会

<配付資料>

資料1 中間的な整理（座長試案）

参考1-1 検討の論点

参考1-2 「検討の論点」に沿った議論の整理

当日配付資料 「中間的な整理（座長整理）」について（松村構成員提出資料）

(藤原座長) ただ今から「第7回行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」を開催いたします。御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。本日は10時から12時までの2時間を予定しておりましたが、諸事情から11時40分までとさせていただきますので御了承ください。

それでは本日の配付資料の確認を事務局よりお願いいたします。

(事務局) 資料1としまして「中間的な整理(座長試案)」をお配りしております。参考1-1と参考1-2は、これまでの論点あるいは意見の整理でございます。過不足等ございましたらお願いいたします。それから本日、松村構成員から追加で資料が配布されております。

(藤原座長) それでは議事に移りたいと思います。本日は、これまで研究会で議論したことを踏まえて、事務局と相談しつつ「中間的な整理」を座長試案の形で作成したものをお配りしております。内容は、議論の経緯やポイントとなる御意見を、できる限り丁寧に記述させていただいたつもりです。

「中間的な整理(座長試案)」を御覧いただきますと、5ページの(3)からが主な内容です。まず、この検討会では、行政機関等が保有するパーソナルデータの特質を踏まえて、データの分類等の検討を行っております。

それから2番目に、各分野からのヒアリングを実施した結果、医療分野にニーズが見られること、また、公共分野のデータの利活用への期待も把握しております。これを前提に我々としては議論を進めてきたところです。

利活用の目的でございますけれども、これを公益的な目的に絞ること、あるいは対象となるデータを行政機関等が民-民関係と同等の立場で入手したものに基本的に限ること。それから提供先の規律をもしっかりと定めること。これらを前提に、いわゆる“個人特定性低減データ”の導入を図るということで意見の一致をみていると記しております。

さらに、請求権形式又は「できる」規定のいずれによるのか、あるいは情報公開法でいくのか、行個法へ位置付けるのか。その検討も、いただいた御意見等に基づいて丁寧に記したと思っております。

また、保護対象を明確にすること、低減データの導入に伴う規律、地方公共団体のルールへの波及、その考慮等についても議論を行っております。22ページから23ページの「その他」のところに記載してございます。

加えて、本日、この「中間的な整理(座長試案)」を一旦整理させていただいたら、残された課題を議論して、さらに今後は第三者機関の在り方の検討を踏まえて、最終的な取りまとめを行っていくということを書いております。

さらに言えば、我々としてパーソナルデータであるとかセンシティブデータということについて、現時点で、できる限り定義的にきちんと説明できるようにしてみたということでございます。

それでは、詳細につきましては事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 目次をまず御覧いただきますと、「はじめに」、「Ⅰ 検討の背景」、「Ⅱ 行政機関等が保有するパーソナルデータの利活用と保護について」、「Ⅲ その他」、「Ⅳ 今後の検討課題」という章立てになっております。

1 ページを御覧いただきますと、「はじめに」のところでございますが、本研究会の位置付けとしまして、制度改正大綱に示された方針の下で、行政機関等が保有するパーソナルデータの利活用等に関して、データの特質を踏まえた専門的な調査・検討を行ってきたと簡潔に記載しております。

続いて、「Ⅰ 検討の背景」のところでございますが、(1) としまして、まず制度改正大綱策定の経緯を簡単に記しております。平成15年に、現行の個人情報保護法及び現行の行政機関個人情報保護法が成立してから10年余が経過いたしました。この間、情報通信技術の飛躍的な発展により、ビッグデータの収集・分析、特に多種多様な膨大なパーソナルデータ、これは「個人の行動・状態等に関するデータ(従来の個人情報の定義では必ずしも捉えきれないものを含む。)」と記載しておりますけれども、その収集・分析による利活用も期待されるようになってきていると記載しております。

2 ページに進んでいただきまして、こうしたことを背景に、政府の経済戦略(日本再興戦略)の中でも、データ利活用による産業振興が掲げられまして、そうしたことを背景といたしまして、IT本部で検討が進められ、本年6月に制度改正大綱が決定されたと記載しております。

(2) を御覧いただきますと、本研究会の検討課題について記載をしております。1つ目の○にございますが、制度改正大綱では、民間分野のパーソナルデータについての課題として大きく3点課題がございました。1つ目として、本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みの導入。2点目として、パーソナルデータ利活用に関する基本的な制度の枠組みと、これを補完する民間の自主的な取組の活用。3ページに進んでいただきまして、3点目として、第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保。これらが課題として掲げられているところでございます。

これに対応いたしまして、行政機関等が保有するパーソナルデータにつきましても枠組みの中の①から③の課題が生じたところでございます。

①として、行政機関等が保有するパーソナルデータの取扱い。具体的には文中にございますけれども、利活用可能となり得るデータの範囲、類型化及び取扱いの在り方について調査・検討を行うこと。②として、行政機関等及び地方公共団体、事業者間のルールの整合性。文中にございますが、保護対象の明確化及び取扱いの在り方に関し調査・検討を行うこと。③として、第三者機関の体制整備。文中にございますが、総務大臣の権限・機能等と第三者機関の関係について検討することとでございます。

そして、下の○にございますが、これを受け、本研究会では、これまで本日までに7回開催してまいりましたけれども、①と②の課題につきまして主要な点についておおむね構成員間の御意見の一致をみたため、本「中間的な整理(座長試案)」で方向性を提示するこ

ととした。なお③の課題につきましては、IT本部における基本法の検討状況を踏まえて検討を行う必要があるため、今後検討をしていくと記載しております。

4ページに進んでいただきまして、「II 行政機関等が保有するパーソナルデータの利活用と保護について」でございます。まず、本研究会における検討経緯を簡単に紹介しております。(1)の部分では、研究会第2回から第4回にかけて、関係団体等からヒアリングを行いましたので、その概要を簡潔に記載しております。

5ページに進んでいただきまして、(2)のところでは、各府省からも事務局を通じて意見照会をいたしましたので、その結果を第5回の研究会で報告させていただきましたが、簡潔にこちらにも記載しております。

(3)でございますが、本中間的な整理の内容でございます。1行目から、現段階においておおむね意見の一致をみた内容、それから意見の一致をみていない見解であっても、今後の取りまとめに当たり重要と考えられるもの、それから段落を飛びまして、IT本部において内容の具体化に向けて検討が行われているため、それと併せて検討をする必要がある課題についても、現段階における当研究会での検討内容を記載することとするとしておりまして、こうした大きく3つに分けた内容について、この座長試案で御提示をしているものでございます。

6ページに進んでいただきまして、行政機関等が保有するパーソナルデータの利活用についてでございます。「(1) 行政機関等が保有する個人情報への“個人特定性低減データ”の導入について」では、まず、制度改正大綱が規律をする民間分野との違いとして、行政機関等が保有する個人情報の特質があるというところから議論が出発しておりますので、その特質について冒頭に記載しております。(ア)法令上の特質、これは所掌事務の遂行のために必要な範囲で利用目的を限定して収集しているという性質でございますが、これと併せて、行政機関等の場合は(イ)実体上の特質として、法令等に基づく義務的に提供される情報や、法令等に基づき非自発的に、権力的に収集される情報が多いこと。そういった取得プロセスにおいて義務性・権力性が強いといった性質があること。資産状況、犯歴など、内容的に個人にとって秘匿性が高い情報が多いということ。こうしたものが所掌事務遂行のために収集・保有されているものであって、行政機関等の場合は、これらを加工したり提供したりする一般的な動機、合理性がないということを記載しております。

こうした特徴を踏まえまして、それでは、利活用可能な情報を整理するといった場合に、どういう類型化が考えられるかにつきまして、主に取得のプロセスの特質を踏まえて分類を試みましたが7ページでございます。括弧書きで、「ただし、これら行政機関等が保有する個人情報は、膨大かつ多様なものであり、厳密な分類、類型化を行うことは困難な面がある」と記載しております。

この表自体は、これまで説明してまいりました個人情報の類型に、右側に収集プロセスの義務性・権力性について、あるいは個人にとっての秘匿性について、高低を併せて記載してビジュアルに見やすくしたものでございます。

①、②といった、法令等に基づいて収集あるいは提供を受ける情報につきましては、プロセスとしての義務性・権力性は比較的に高いものと考えられます。また、秘匿性についても基本的には高いものが多いのではないかと考えられます。

一方で、③の行政機関等が民一民と同等の関係で保有するような個人情報、あるいは④その他の個人情報につきましては、収集プロセスの義務性・権力性については基本的に低いと考えられます。また、本人にとっての秘匿性につきましては、これは、例えば④に相談情報が含まれる等、様々でございますので「高い～低い」といった書き方をしております。

その下の枠囲は、これまで何度もお示ししております、個人情報の類型を説明しております。8ページの「④その他」の中の(iv)でございますが、事前にいただいた御意見で、類型①に当たるような情報であっても本人にとって秘匿性が低いような情報、例えば公表情報などがあるのではないかと御指摘がございましたので、そういったものは基本的に、その他の「iv) ①～③に該当するが、公表済のもの」といった類型に整理できるのではないかと考えまして、従来の分類に追加しております。

9ページに進んでいただきまして、こうした特質を有する行政機関等の保有するパーソナルデータについて、どのような利活用のニーズがあるのかについて記載をしております。2つ目の○にございますが、当研究会の議論におきまして、医療・介護等の分野においては、民間部門以上に公的部門の方がデータを保有しているため、そこに議論の重点を置くべきではないか。あるいは行政機関等が保有するパーソナルデータであるため、社会全体の利益の向上を目的とする場合などに活用が必要ではないかといった御意見がございまして、まず公益的分野・目的での利活用のニーズについて、前提として検討すべきではないかという見解がございました。

具体的には、次の○にございます。医療に関するデータにつきましては、研究会で行いましたヒアリングにおきまして、低減させたデータの利活用が医療の向上のために必要・有効ではないかといった見解が示されたところでございます。

一方で、それ以外の分野につきましては、経済団体等から、オープンデータ、ビッグデータの活用という文脈で潜在的なニーズがあり得るといった見解が示されましたが、具体的なニーズを当研究会において把握するまでには至らなかったと記載しております。

10ページでございますが、こうしたことを前提といたしまして、“個人特定性低減データ”の導入についてどのように考えるかということでございます。医療分野などで利活用のニーズが見込まれる分野があるということ、それから、1つ目の○の2つ目のポツにございますが、民間部門において、基本法の改正によって“個人特定性低減データ”の利活用を可能としようとするときに、行政機関等において、それに対になる情報の取扱いが禁止されているといたしますと、そうしたデータの分析に対して大きな支障が出るという御意見がございました。こうしたことを踏まえまして、一番下の○にございますが、利活用の目的と、それから利活用の対象となり得る個人情報の範囲を限定すること、2点目とし

まして、第三者への提供時や、その提供先における規律等をしっかりと課すことを前提として、“個人特定性低減データ”の仕組みを導入することについて御意見の一致をみたと考えております。

それから枠囲いの中にございますが、関連した御意見といたしまして、まずは初めての試みであることもあって、「スモールスタート」、目的や分野を、必要な範囲からスタートしてはどうかといった御意見がございました。また、特に医療分野につきましては個人情報の取扱いが難しい分野であって、本来であれば特別の立法措置によるべきではないかといった御意見もございました。

(2)に進んでいただきますと、こうした導入を前提とした上で利活用の目的について記載しております。行政機関等が“個人特定性低減データ”を提供する場合に、その利活用が商業目的まで認められるのか、それとも一定の公益目的などに限る必要があるのかといったことについて議論がされたところです。

何らかの目的を限定する必要があるという議論といたしまして、12ページに、行政機関等の保有する個人情報、所掌事務の遂行という本来目的のために保有されていること。本来の目的以外で第三者に加工・提供するのは例外的な位置付けであること。個人特定性が完全には排除されないというリスクがある以上は、社会における公益増進といった積極的な便益が必要ではないかといった御意見があったところでございます。

一方で、こういった考えをとりますと、営利活動であっても、例えば、医療データを活用することを念頭に置きますと、新薬開発あるいは新治療法の開発に結び付けるといったように、企業が携わるような場面で利活用ができなくなるといったことから幅広い効果が期待できなくなるという制約が生じるのではないかという御意見もございました。

こうしたことを考えまして、行政機関等の“個人特定性低減データ”の利活用の目的といたしましては、基本的には公益目的を前提としつつ、営利活動であっても、社会一般に具体的な利益が及ぶという期待が明らかに想定されるような場合、広い意味で公益性があると考えて、まずはこういった“公益的”な目的での利活用を認め得る制度とすることが適当ではないかといったことで御意見の一致をみたものと思えます。

なお、その公益性の判断でございますが、各行政機関の長が基本的には判断を行うこととすべきといった御意見で一致をみたものと思えますが、例えば、総務大臣あるいは第三者機関が、意見を聞くなり関与するといったことも検討すべきではないかといった御意見もございました。

「(3)“個人特定性低減データ”の導入を可能とする個人情報の範囲」についてでございます。13ページに進んでいただきまして、利活用の対象とする個人情報の範囲をどう考えるかにつきまして、先ほど7ページにございました個人情報の分類の試案も参照しつつ検討を行った結果、①、②の分類に属する個人情報につきましては、(a)にございますように、情報の入手の手法や内容などから見て、権力性あるいは秘匿性が高いという性質を持つ、あるいは(b)にございますように、適切な行政執行の確保の基準としての重要

性が高いという性質を持つ、こういったことが侵害される可能性があることから、これらは利活用の対象から基本的には除外するべきではないかと考えられるということで、御意見が一致したものと思います。

一方で③、④の分類に属するもの、すなわち行政機関等が民一民と同等の立場で保有する個人情報等につきましては、民間部門における“個人特定性低減データ”との一定の整合性でございますとか、行政機関等が保有するデータの有効な活用といった観点から、個人の権利利益の保護に配慮し、民間部門の検討の状況も踏まえつつ、“個人特定性低減データ”の導入の対象とするべきではないかということで御意見の一致をみたものと思います。

なお、具体的な“個人特定性低減データ化”の可否につきましては、個々の具体的なニーズが公益的目的に合っているかどうか、個人の個別具体的な権利利益保護の観点を踏まえて、行政機関の長が判断することが適切であるということで御意見の一致をみたものと思います。

一方で、その各行政機関の長の判断において、それが長限りでの判断とならないように、何らかの共通的なガイドライン等を策定する必要があるのではないかといた御意見がございました。

14ページの一歩下の○でございますが、他方、①、②といった分類を除外しますと、例えば福祉分野の情報などで有効に利活用し得ると考えられるものが対象から除外されてしまうのではないかといた御意見もございましたけれども、一方で、そうした場面は、むしろビッグデータの活用というよりも、個人情報の生データの活用で対応すべき場面ではないかといった御意見もございました。

その下に、表を付けておりますが、これまで述べてまいりました点についてまとめたものでございます。③、④の情報を公益的目的に利活用する場合であって、行政機関の長が支障がないと判断した場合には提供が可能となるといったことを図示したものでございます。

15ページの「(4) 提供のプロセス」でございます。これにつきましては、裁量性のある位置付けとすることが適当か、それとも請求権的な位置付けとすることが適当かといったことにつきまして御議論をいただきました。

問題意識といたしましては、裁量性のある「できる」規定にした場合にあっては、実際に提供が進むことを期待するのが難しいのではないかといた御意見があったことによるものでございます。

3つ目の○「これに対し、」の1つ目のポツにございますように、どのような情報を入手したいかという個々のニーズに対して、行政機関等が具体的にどこまで応えられるかを判断するという、行政機関と情報を求める側とのやり取りによってデータの利活用の対象となる内容が確定していくこと。民間部門の場合は、データのやり取りというのは事業者間の取引や契約によって、その必要性や合理性を判断して行われるものでございますので、こうしたことは行政機関等の場合にも認められるべきではないかということ。仮に請求権

で提供義務がかかるおといたしますと、個人の特同性が高いような情報であっても提供義務が生じることにともなりかねませんので、そうしたことから、民間部門よりもより緩い取扱いをすることになってしまうのではないかといたした御意見がございました。

最終的に、請求権的な位置付けにはなじまないのではないかといたして、「できる」規定とする必要性があるおといたして御意見が一致したものと考えております。また、提供が進むかどうかにつきましては、最終的には政府としてその方向で取り組むかどうかおといたした姿勢の問題ではないかといたした御意見もございました。

それから「(マルチステークホルダープロセス)」と記載している段落の2つ目の○にございますが、行政機関においては、提供の手法等も含めまして、行政責任を負う行政機関の長が判断せざるを得ず、一般的にはこのプロセスにはなじまないのではないかと考えられるところでございますが、今後、基本法における民間部門の提供プロセスの具体化をみて検討していく必要があるおといたして御意見が一致したものと思ひます。

独立行政法人等につきましては、法人の業務や性格によっては、民間におけるようなプロセスを検討する余地があるのではないかといたした御意見がございました。

(5)でございますが、こうした裁量を残した規定を前提としまして、法制的な位置付けをどうするかおといたした御議論もいただきました。すなわち行個法に位置付けるか、あるいは情報公開法に位置付けるべきではないかといたした御議論であったと思ひます。データの利活用による経済活動の発展や公益に資する制度・仕組みを目指すのであれば、むしろ情報の利用法たる情報公開法に位置付けるのが適切ではないかといたした御意見を踏まえて検討がなされたものでございます。

17ページに、ここで検討がなされました情報公開法への位置付け、あるいは行個法への位置付けのメリット、デメリットとして、いただきました御意見を整理をさせていただいております。18ページに進んでいただきまして、比較検討の結果、“個人特同性低減データ”は行個法に位置付けることがなじみやすいのではないかといたした御意見で一致したものと考えております。

行個法における個人情報の定義でございます。これは、個人情報の定義に、行個法の場合は「容易照合性」の要件が平成15年の改正の際に削除されまして、それについては今回改めて改正する必要はないのではないかといたして御意見の一致をみたものと思ひます。

そうして考えた場合に、新たに導入する“個人特同性低減データ”が個人情報に含まれると解釈した場合には、例えば18ページの(注)①にございますけれども、利活用の推進を視野に入れる“個人特同性低減データ”を行個法に位置付けるおといたしたことは、やはり法目的上なじまない面もあるのではないかといたした御指摘や、②にございますけれども、行個法に基づく本人による自己情報の開示あるいは利用停止請求おといたした自己情報コントロール権おといたしたことの整合をどう考えるかおといたした課題も出てくるのではないかといたした指摘がございまして、こうした“個人特同性低減データ”を、個人情報と別の類型とす

ることも考えるべきではないかといった御意見がございました。

「(パーソナルデータ利活用のニーズへの対応に当たっての行個法、公開法等の諸制度の活用)」でございますが、これは、ただ今御説明しましたような、情報公開法あるいは行個法を排他的に位置付けるのではなくて、利活用のニーズがあるような場合に、こうした法律を使い分ける、あるいはオープンデータの取組なども併せて使っていくことによって、必要な目的、用途を達成していくべきだという御意見がございました。

行個法の下で“個人特定性低減データ”をどのように位置付けるかというところにつきましては、現行でも第三者提供、目的外利用を認める法体系となっており、“個人特定性低減データ”の位置付けについては、いわば公益的目的での特別な場合に認めるという位置付けとなりますので、これは目的外利用の緩和として位置付けることが適当ではないかという御意見で一致したものと考えております。

20ページ一番下に、以上のようなことを踏まえた上で、行個法の目的自体をどう考えるかということでございますけれども、利活用の目的は、あくまで公益的目的に限定されておりますし、その範囲についても絞って導入するといったことを前提といたしますと、あえて目的規定を変更する必要はないのではないかということで御意見の一致をみたものと思っております。

21ページに進んでいただきまして、「(6) 独立行政法人等の保有する個人情報について」でございます。22ページでございますが、基本的には国の行政機関の場合の規律と同様に考えてはどうか。ただし自立的運営の下での自己収入のインセンティブを考慮すると、例えば対価の設定等については自由度を高めることを検討してはどうか。あるいは先ほども出てまいりましたが、法人の業務の性格に応じて、マルチステークホルダープロセスを検討する余地はないかといった御意見があったものと考えております。

「(7) “個人特定性低減データ”の取扱い」でございます。これは先ほどの論点でも紹介させていただいたものを念のため再度記載しております。“個人特定性低減データ”につきまして、行個法上の位置付けとして、個人情報とは別の概念として規律、規定すべきだという御意見があった一方で、容易照合性の要件が失われたままの行個法の下では、“個人特定性低減データ”を個人情報に包含されると解釈して厳しく管理していくことを検討すべきだといった両面の御意見がございましたので、そのような書きぶりとしております。

続いて、「3 行政機関等が保有するパーソナルデータの保護について」でございます。「(1) 保護対象の明確化」でございますが、23ページに進んでいただきますと、個人情報の定義といたしまして、照合の容易性を条件としないことを維持することといたしますと、民間部門で現在議論されておりますグレーゾーンに当たる情報につきましては、既に現行の行個法における個人情報に概念的には包含されると考えられるのではないかと議論がされてきたものと思っております。

それから「(2) 機微情報の取扱い」でございますが、民間部門を対象とする基本法では、取扱いを厳しくしていく方向で検討されていると考えておりますが、行政機関の場合は、

収集や利活用が必要な場合がございますので、この異同を考慮しつつ検討していくべきであると記載してございます。

それから、「4 “個人特定性低減データ”の規律について」でございます。これにつきましては、本人同意や再特定の禁止、あるいは二次流通等々の様々な論点がございましたが、基本法の検討状況を踏まえて引き続き検討していくことで御意見が一致したものと思っております。

「Ⅲ その他」「地方公共団体のルールへの波及の考慮」でございますが、24ページの2つ目の○を御覧いただきますと、国の行個法等と、地方公共団体の条例が異なるものであるということを前提としつつも、特に国で“個人特定性低減データ”の導入といった新しい取組を行う場合には、地方公共団体に通知等で丁寧に情報提供を行うことが必要ではないかという御意見で一致をみたものと思っております。

また、下のポツにもございますけれども、情報を保有する主体が異なることによって、情報の利活用が阻害されている面があるのではないかという御意見がございましたが、これにつきましては、特に自治体の審査会の事務的な手続の簡素化・合理化の話ではないかといった御意見も一方でございました。

「Ⅳ 今後の検討課題」に進んでいただきまして、残る検討課題を記載しております。(1)としまして、第3の課題であります第三者機関については今後の検討ということとされております。

それから25ページにございますが、(2)といたしまして、先ほども、規律については今後基本法の検討を見つつ検討する必要があるということで紹介させていただきましたが、それらについて改めてここで列挙をさせていただいております。

最後に、26ページにございますが、データの利活用のニーズへの対応に当たって、行個法あるいは情報公開法等の諸制度の使い分けといったことを途中で御説明させていただきましたが、具体的にどういうふうな運用の改善を図っていく必要があるかといったことも今後の検討課題となると記載をしております。以上でございます。

(藤原座長) ありがとうございます。御説明いただいた中で、9ページのところに、潜在的なニーズをできるだけ把握するという観点から、追加の意見募集を検討することとするということも書いてございます。これは、ここにいる参加者とか霞が関だけではなくて、オープンデータでありますとかビッグデータの流れに御関心をお持ちの方々に広く意見を聞いた方が、思わぬ利用の仕方等も教えていただけるのではないかという、そういう心でございます。

本日、「中間的な整理(座長試案)」につきまして、松村構成員から当日配布資料がお手元に配られていると思います。松村構成員、資料に基づいて説明をお願いいたします。

(松村構成員) お時間いただきましてありがとうございます。従来から御意見申し上げていることと重複する部分もございますので、できるだけ簡単に御説明をいたしたいと思っております。

4ページの枠囲み内2行目ですけれども、経団連の出席者の方について、ニーズについては把握していないと書いてありますけれども、固定資産課税台帳や住民票等辺りは利用価値があるようなことをおっしゃってましたので、「具体的には」を書いてあげたいと思います。

それから、7ページの表中の①のグループについて、秘匿性が「高い」という整理だけですけれども、「高い～低い」というのが当然あるのではないかと思います。一律に集めるからといって必ずしも秘匿性が高いという問題でもないだろうと思います。それは14ページの表にありますように、利用価値との関係も出てまいります。

10ページの上から9行目に、「特定性を完全に失わせるまでに加工したデータはもはや個人情報に該当しないものであるが、それでは利活用のメリットが失われてしまう」と書かれていますけれども、この記述も必ずしも正確ではないのではないかなと考えております。

その点について、司法試験データを例に、頭のトレーニングをしてみました。これは多分、①のグループに入るかと思うのですが、私にも身近なデータですし、ここにも関係者は大勢いらっしゃいますので、あえてちょっと若干マイナーな部分ですけれども例としました。

試験結果については、行政の判断で一定範囲では発表されているのですけれども、ただし、かなり限定的なものであります。例えば公法では、1問が憲法で2問が行政法ですけれども、その1問、2問別の成績も発表されていない。年齢については、例えば、最年少の合格者、それから最高年の合格者だけは出ていますけれども、年齢に応じた形の成績結果というのは全然出ていない。そういった問題がございます。

例えば匿名化した上で、資料に書いてございますように、受験者ごとの属性、あるいは成績、特にできれば時系列で欲しいところです。そういう個別データを発表しますと、特定性が懸念されるのであれば、例えば成績を区分ごと、例えば5点刻みで出せばいいということも当然考えられます。

そういうデータをもらった人が自由に分析する。あるいは詳細な分析をするということになれば、私ども法科大学院で教育を担当する者としては非常に役立ちますし、これから法科大学院に入ろうとする人、現に入って授業を受けている人、場合によっては当然予備校等も活用することになるかもしれません。

さらにそういうことは、法科大学院の在り方、あるいはそれを測る形としての現行の司法試験がいいのかどうか。こういう政策的な議論の材料と十分なり得るのだろうと思います。これが果たして公益なのか私益なのか。その区分はあまり意味がないのではないかと思います。

そういうデータというのは、行政はいっぱい持っているわけです。例えば登記、自動車登録、公証行為、あるいは出入国管理。これらのデータが優れているのは、悉皆で持っているところです。一定の基準、条件に合致する人については悉皆で持っているわけです。

それについて、現在は行政側の判断で業務データの集計データは発表されていますけれども、むしろ個々のデータとして提供されて、それが自由に分析する、それは学術研究面もあるでしょうし、出入国の例でいえば、観光とか、いろんなことに使うことが考えられます。かつ、そのときに多分ポイントになるのは、即時性と時系列性だと思います。そのデータ価値を高めるというのは、変化、それからできるだけ速やかにということは、使う側にとっては価値が高いデータだろうと思います。

そういうことで具体的に考えてみますと、①に属するようなデータでも、秘匿性の観点から考えても、それから利用価値の観点で考えても価値があるような情報というのは十分あるのではないかと思います。そこを頭から外すというのは、いかななものかというのが私の意見でございます。

9ページの3つ目の○で、「医療に関するデータについては…個人特定性を低減したデータの活用が医療の向上のために必要、有効であるとの見解が示された」とあります。スモールスタートとして医療情報を取り入れてはどうかということではありますが、※印にも書いてございますように、医療情報については、これは当然のことながら機微な情報であるわけです。一方で、29ページに、出席者の方の御説明で、再特定を不可能としたデータでは役に立たないという御意見がございました。さらには、医療情報の多くは、識別性を完全になくすというのは困難だという御発言もあったかと思えます。そういう中で、仮に医療情報をスモールスタートの代表として取り上げるのであれば、どのような情報をどのような目的に利用するのか、その場合の特定性はどうなるのか等の例示を十分やらないと、誤解を生じるのではないかと思います。

それから1つ付け加えて申し上げますと、医療情報というのは官民共通のデータの代表選手ですし、ここでも議論されていると思うのですが、そのときに医療情報について公益的観点で縛るということであれば、もう1つのペアの民の方で、仮にもう少し広めの利用ということはある程度考えていた場合でも、官の情報は利用目的が公益に非常に限定される。民はある程度自由だということであれば、当然官民通じた利用を考えているにもかかわらず、その利用の幅、許容度はかなり異なってくる。そここのところはどうかという疑問を持っております。

最後の点になりますけれども、22ページ(7)の2つ目の○、最後の2行で、「この点については、IT本部における基本法の検討も参考にさらに議論を深めたうえで、…検討すべきである」と書いてございます。とりあえずこれはこれで結構ですけれども、ただ、今後の検討の中においても重要な点であると思えますのでコメントさせていただきたいと思えます。

要するに“個人特定性低減データ”の行個法における位置付けをどう考えるかというのは、これから取扱いを考える上でいろいろ影響が出てくるのではないかと趣旨でございます。“個人特定性低減データ”については、提供する行政機関の長が何を出すのか、どういう方法で出すのかというのを、多分ある程度裁量を与えられるべきだろうと思えます。

ただ、そういうものも含めて、個人特定性低減データについては、ある程度のいろんな違いがあるものをトータルで、それにさらに提供先との再特定の禁止措置が必要だろうという議論になっているかと思います。そういうものは、併せて法的概念として識別性はないということで、いわゆる個人識別情報とは区別して取り扱うことが適当ではないかと思えます。やはりそのところの整理がつかないと、これからある程度議論されるであろう本人の開示請求、訂正請求等をどうするのかとかいうこと、そのときにより議論が影響してくるのではないかなと思っています。

それに関連して、この“個人特定性低減データ”というのは、あくまでも個人識別情報と違うものですから、その根幹である再特定禁止義務というのを個人特定性低減データのみにかけるというのは当然のことです。また、利用目的を制限するかどうかという議論が出ていますけれども、一方の本来の識別データは原則行政機関で行う。あるいは外部に出すような場合については、極めて公益性が高い場合で既に限定されているわけです。それは多分“個人特定性低減データ”については広げるという形で議論する。民間主体で行政機関の外部で広く使うという前提ですから、その目的をどうしようかということで、制限をかけようかどうかという議論になっているかと思えます。要するに、個人識別性低減データについて、識別性データよりも義務が加重されていることには決してならない、なっていないということは押さえる必要があるのではないかと思えます。

最後に、やはり気になるのは基本法でどういう議論になっているかということですが、やはりあちらで個人識別情報と個人特性性低減データを別物という整理をするのであれば、それとの並びをどう考えるか、ということはやはり最後には議論になるのかと思えます。以上でございます。

(藤原座長) ありがとうございます。大谷構成員、お願いいたします。

(大谷構成員) 今の松村構成員の御意見のうち、全部が理解できたというわけではないのですが、最初に述べられた2点について賛成意見を述べたいと思えます。

まず1点目、やはりニーズが十分に説明されていない印象は、皆さんも共通して持ったと思うのですが、これからニーズが出てくる可能性もあると思えますので、「具体的には」という言葉を入れていただくというのは、発表された方の趣旨にも合っていると思えます。

その関係で、座長から9ページの、ニーズの追加での意見募集を検討することについて補足説明をいただきましたが、9ページの記載では括弧書きになっています。(藤原座長) 皆さん方の御意見を伺ってからという趣旨でございます。

(大谷構成員) では、括弧書きを取って、引き続きニーズについては情報収集をすることが望ましいのではないかと考えております。

松村構成員の2点目の御意見についてです。7ページの、類型的な整理①のところですが、たまたま司法試験データという、国家試験、公的試験の例を挙げていただきましたが、実際に個人情報ファイルを見ていきますと、たくさんの公的試験の合格者名簿等がファイ

ルになっていて、国交省の非常に膨大なものは、大抵そうですし、他の省庁でもまさにそうです。その中には確かに公表されている情報もありますけれども、それほど秘匿性が高くなくて未公表のものというのも多く含まれていると思います。また、なぜ国家試験になっているのか、公的試験になっているのかを考えると、国としての人材育成が極めて重要だからやっているという面もあると思いますので、これらの情報について、本当に具体的なニーズが出てくるかはまだ分からないものの、この①については、個人にとっての秘匿性は高いものからそれほど高くないものまでグラデーションはあり得るという認識で、松村構成員と認識を一にしております。

であるのであれば、やはりこの類型的整理で「高い」と断言してしまうのは、今後の利活用の余地に対して何となく壁になってきてしまうということを恐れるものでして、「高い～低い」というひと言を付け加えるだけだと思いますけれども、ぜひ付け加えることを勧めたいと思います。

私の所属している総合研究所にシンクタンク部門がありまして、政策立案や政策提言などをしたりする中で、行政機関やその外郭団体の政策のシミュレーションの業務の受託というものがございます。もちろん個人を特定した情報をいただく必要はないのですけれども、ある程度個人の識別可能性がある状態で特定性を排除して、公的施設サービス、あるいは公的サービスを補完する民間サービスのニーズをあぶり出して、あるべき行政の進み方、進む道を提言するというような業務でございます。

それは当然ながら、委託というスキームで秘匿性の保持に留意しながら進めているのですが、例えばどういったものがあるかといいますと、公的な交通機関の運行ルートや整備計画などについて助言をする、介護・福祉といった分野では、買物支援や生活支援の拠点をどういったところに設ければいいかといった具体的な助言をすることもあります。

我々はそれなりの専門家として、そういったサービスを提供する、行政に対して提言するのですが、同じように個人の特定性を低減している情報を、専門事業者である、例えば社会福祉法人や医療機関、薬局、それから教育分野でしたら教育機関、公共交通でしたら交通機関などが、同じデータをそれぞれの目で分析することによって、より地域に対して、あるいは国民に対して有益なサービスを提案できる可能性もあるのではないかなと思っています。

ここまで話をしてくると、なかなか国の仕事とは直接結びつかないことであるかもしれないのですけれども、そういった個人特定性を低減する、利活用という可能性のニーズが含まれていそうなものも、この①のところにあり得るのかなと思います。やはり個人が特定されて初めて意味があるものも一番多くあるとは思いますが、

やはり、そういう意味で、この秘匿性についても、高いから手出しができないという形ではない整理ができればと思っています。もちろん高いものもたくさんありますので、それについては留意して気軽に取り扱うことがないようにすべきだと思います。松村構成員の御意見とは、もしかするとニュアンスは違うのかもしれないですが、結論的には賛成で

ございました。以上です。

(藤原座長) ありがとうございます。今のお2人の議論とやや関連すると思うので念のためご紹介しますと、8ページの「④その他」に、(iv)があり、「①～③に該当するが、公表済のもの」という分類を入れたということは、今の議論と関係するだろうと思います。

それから、今後、最終報告を書くときに、また考えなくてはならないと思ったことと関連しますが、松村構成員のご意見は、情報公開が頭にあるのですね。

(松村構成員) 近いかもしれません。オープンデータ的な考え方もかもしれません。

(藤原座長) オープンデータの流れからのご意見かと思いました。

司法試験の試験結果ですけれども、成績というのは我が国ではやはりかなり秘匿性の高いものという一致があるのではないかと思います。また、これは公益か私益かということに関しては、医療データのところでもあるように、“公益的”という言葉についての12ページの説明で、松村構成員が後半でおっしゃったことは、書いてあるつもりです。

それから、医療については、最終的に個人の特定に戻っていくべきものと、ビッグデータによる新たな発見のように、特定まで返らなくていいものとあると2つあると思うので、分けて議論するのだろうなという感じがしました。

最後の御議論にありました法的概念のところは、今後、詰めて当研究会で考えなくてはいけないのかなと思いました。

ほかにどなたからでも御自由に御意見いかがでしょうか。宍戸構成員、どうぞ。

(宍戸構成員) 7ページの類型的整理のところでございますけれども、松村構成員と大谷構成員からも御指摘ありましたように、①の「法令に基づく申請・届出・許認可・定期報告等に基づき提出された個人情報に係るもの」、これ自体も非常に広い概念だろうと思います。ここで、個人にとっての秘匿性が高い又は低いという議論をしたのは、その中に高いものが個別に含まれているかどうかというよりは、大きく①、②、③、④と類型化してみたら、恐らく③と比べると①は高いものが含まれていることが多いだろう。そういう意味での類型化であって、ここで将来の“個人特定性低減データ”としての、あるいは、ターゲティング広告に使えないような形であっても、松村構成員も御指摘になったような有用な司法試験の山のデータのような形のオープンデータ的な活用も、①で一切排除するという趣旨ではない類型化なのではないかと思います。

したがって、ここではそういう趣旨での類型化であるということ、適切な形で表現していただいた上で、現時点で、この①について更に中身を細かく類型化し、個人にとっての秘匿性が低いものが見つかれば、その収集プロセスの義務性・権力性との関係で、“個人特定性低減データ”にもっていくことができるものもあるかもしれないということであり、そこまでこの研究会でいければいく、あるいはいけないのであれば、当面ここは対象から見送るにしても、将来的にそういう更に類型化、分析を検討していく、あるいは各省大臣において検討していただくという道を開くということでもよろしいのではないかと思います。いずれにしてもここで、①については“個人特定性低減データ”はあり得ない

と排除する趣旨ではない、ということを確認させていただくことが必要かと思えます。

(藤原座長) その点は、最初に個人情報ファイル簿を検討して、こういうファイルがあると事務局から御説明いただいたときに、必ずしも一対一対応ということではありません、という説明が書いてあったと思います。今回整理してみたらこうなったということ、あるいは宍戸構成員のおっしゃるように、およそこの山にはプロセスにおける義務・権力性、そして秘匿性が高いものが多いという分類を書いたものであるという説明でした。もちろん非常に大きな4分類ですので、そこで固定的に決まるものではないというのはそのとおりだと思います。

(大谷構成員) もともとの資料ですと、あまり気にならない点だったと思うのですが、この表の形になってしまうととても気になってしまうので、ぜひ言葉を補っていただくと誤解も与えないかなと思います。

(藤原座長) ありがとうございます。それでは9ページ以下はいかがでしょうか。松村構成員どうぞ。

(松村構成員) 9ページの一番下の行、「なお、これら以外にも、」のところで、行政機関が躊躇するという中に、「個人情報(パーソナルデータ)」と書いてあるのですが、ここに「(パーソナルデータ)」という文言は必要でしょうか。どういう意味で、この「(パーソナルデータ)」が入れてあるのでしょうか。

(藤原座長) これは定義のところに書いてあるのと同じで、この研究会の目的がパーソナルデータということですので、個人情報の利活用と言ってしまっても、パーソナルデータ、要するに、グレーゾーンも含めての議論だと思いますので、その議論を入れておいたということですね。

(松村構成員) この9ページの部分は、現在の問題点として書いてあるのかなと理解をしたので、そうするとパーソナルデータというのは、あまりこの議論の範疇に入っていないのではないかと思います。これは、将来の話も含めているのでしょうか。将来パーソナルデータという概念が出てきた場合でも、躊躇するという意味で書いてあるのですか。

現行の制度の中で個人情報についてちょっとでも目的が違えば、本来は制度的には使える仕組みになっているのに使うのを躊躇しているということを書いてあるのであれば、パーソナルデータというのはむしろ新しく概念として出てくるものですので、むしろ削っておいたほうが分かりやすいかなと思いました。

(藤原座長) 現状認識ではないかというお話ですね。

9ページの2つ目の○の2ポツ目でも、「行政機関等の保有するパーソナルデータは…」と書いてありますし、その上にも、そういうつもりで書いてきましたので、書いている心としては、単に個人情報のことだけを言っているつもりもないので、括弧書きを置いたところですね。

(松村構成員) 9ページの2つ目の○の3ポツ目は、現状を書いているわけですね。ですので、それとのパラレルの話なのかなと思ったのですが。

(讃岐官房審議官) ご指摘のところに「(パーソナルデータ)」と書いたときに頭にあったのは、千葉市の方からいろいろ御説明を受けた際、健康情報をかなり加工したものを、市役所中で活用する、もっと活用したいというつもりもあるけれども、やはり、何らかの個人データみたいなものの活用を、いろいろ慎重に配慮しなくてはならないことがいつも念頭にあるという御意見もありましたので、広めに書いた方がいいかなと思って書いたところですよ。

(藤原座長) 宍戸構成員どうぞ。

(宍戸構成員) 11ページの3番目の○、「なお、このような“個人特定性低減データ”の制度的導入は」でございますけれども、松村構成員からの御指摘だったのかもしれませんが、個人特定性低減データの導入をすることは、EUデータ保護指令における十分性との関係で、大丈夫なのか、どういう関係に立つのかという御指摘があったものと思います。そして、それに対して、「この点については」で、「実効性ある形で担保する仕組みの構築と理解すべきではないか」という理解も可能ではないか、という趣旨での議論でしたので、必ずしも「考えられる」というところまで決めつけしないで、「こういう理解の仕方ができるのではないかという意見があった」という程度の書きぶりでも、今のところはよいのではないかと思います。

(藤原座長) ありがとうございます。上も下も、どちらかという、私の頭にあるものを2つ書いたという趣旨でありました。下井構成員、お願いします。

(下井構成員) 非常に些細な点ですが、10ページの一番下の○「これらを踏まえ、以下で述べるような、利活用の目的と利活用の対象」について、この「目的と」の、「と」は何と何をつないでいるのかというと、「利活用の目的」と、その「範囲」ですので、あえて言えば、「利活用の目的と利活用の対象となり得る個人情報の範囲“と”の限定」とすれば、もう少し分かるかなという気がいたしました。

もう1点は先ほどご指摘ありました9ページの一番下の○です。9ページは「(利活用のニーズ)」について、行政の持っているいろんな情報についてこう使いたいという要望を記載しているのに、9ページの一番下から10ページにかけては、別の側面からの話になっていて、ニーズに関わる話ではあるけれども、ニーズそのものの指摘ではないので、ここは何か項目を分けるとかした方が、先ほどのような話にはならなくていいのかなと思いました。

(藤原座長) ありがとうございます。これは、千葉市の方が出てこられたときに、先ほど審議官からお話があったように、ためらいがあって内部でコンシェルジュというような方を雇って利用しているというお話を受けたところです。御指摘のように、直させていただきます。庄司構成員、どうぞ。

(庄司構成員) 8ページに戻りますが、8ページで今回追記された④「(iv) ①～③に該当するが、公表済のもの」についてです。こういうものは確かにたくさんあると思うのですが、既に見えているものをどう取り扱うのかというところを確認させてください。

見えているものをあえて加工する必要があるのか、公益目的であれば良い等との関連でどうするのか、目的外利用との関連でどう位置付けるのか。オープンデータとの関連で確認させてください。

(藤原座長) 今の点は単純に、もう既に公表済のものもあるという話で、ここに書いてあるものが全て個人特定性低減性データの議論と直結していると記載したわけではなく、これは個人情報ファイルを分類すると、およそこうなるという一例を示したと御理解いただければと思っています。

(庄司構成員) そうすると、個人情報保護ファイルであるけれども、公表されているものについては情報公開の対象なのか、民間企業が自由に使っていいかどうかというところで言うとうどうなるのでしょうか。

(下井構成員) 既に公表されていますので、情報公開請求も必要なく、民間企業は自由に使うことができるということです。

(藤原座長) 商業登記簿等の閲覧はどなたでもできますので、あれは既にどなたでも使っておられるところです。また、個人情報を含んで公表済であれば同じ扱いになるということだろうと思います。

佐藤構成員、どうぞ。

(佐藤構成員) 8ページの(注)のところでございます。散在情報を含めず、個人情報ファイル簿が公表されている個人情報ファイルだけを対象とするという趣旨の説明について、その方針でいくのであれば、それでも良いと思います。ただ、その散在情報という形で情報が存在している以上は、それを使いたいというニーズも多分出てくるかもしれないので、散在情報を対象外にするのであれば、対象外にする理由をもう少し丁寧に説明をしておいたほうがいいのかと思います。

(讃岐官房審議官) 今のご指摘につきましては、14ページの○の3つ目の記載が関連してございます。

(佐藤構成員) 今の点は、記載されているので結構です。

追加で申し上げますと、松村構成員から御指摘のあった10ページのところでございます。「特定性を完全に失わせるまで加工したデータは・・・利活用のメリットが失われてしまう」というところですが、趣旨としては、「失われてしまうことがある」ということ程度だと思います。ですので、そのように変更するのも良いと思います。

ただ、ここに関しては括弧書きのところございまして、意図というのは、そもそも個人特定性低減データを導入するに当たって個々のデータが利活用できないということではなくて、何らかの汎用的な方法でデータを加工して特定の個人の識別性を失わせるような形で加工すると利活用に値しないということの趣旨でございますので、今の点を全て説明することは必要ないと思います。元の意味はそういうことでございますので、「失われてしまうことがある」という形で書けば問題ないかと思っていますが、それでよろしいでしょうか。

(藤原座長) 今回の御発言は、検討会での技術的 WG のお立場としての御発言かと思いません。

(宍戸構成員) “個人特定性低減データ”というのは本来何のためのものなのかということと、“個人特定性低減データ”とは何かということが、多分混在した記述になっているのだと思います。“個人特定性低減データ”という形にすることによる利活用の狙いがある場合もあれば、先ほど松村先生がおっしゃられたように、別に個人特定性が完全になくても利活用できるもの、そういうものとして役立つものは、先ほどの司法試験の山のようにいろいろあるわけです。ですから、正確には、「特定性を完全に失わせるまで加工したデータは、もはや個人情報に該当しないものである。」と、括弧を閉じて良いのではないかと思うのですが。

(佐藤構成員) それでも良いと思います。

(宍戸構成員) “個人特定性低減データ”としての利活用のメリットはなくなるかもしれないが、先ほどの統計データなりオープンデータとしてのメリットは当然あるわけですので、この後半部分は削除して良いのではないかというのが私の意見でございます。

(藤原座長) ありがとうございます。

(松村構成員) 多分、立法技術的な問題かもしれませんが、仮に、個人識別情報と別の概念を考えた場合に、今、宍戸構成員がおっしゃられた、特定性がほとんどなくなったものと、ある程度あるけれども、法的措置を行って安全に使いましょうというグループと混ざってくると思うのです。だからその特定性がなくなったというものが、果たしてそこから外した形で法的な整理をやっていくのか、それも含めて氏名・住所等を削った形でとにかく、というようなことなのか。そこは多分技術的な話だろうと思うのです。だから両方入れる、入るという形の法的な整理というのもあり得るのかもしれません。

(藤原座長) ただ、定義と利用の話は別ではないかという御意見なので、それはごもつともかなという話です。ここで、やや一貫していないところがあるのは、民間部門でどうい議論が出てきたかということ念頭に置いて書いているところがあって、少し引っ張られたところがあるのかなと思っています。

もしできましたら、後半の部分についても御意見をいただけると助かるのですが、後半はそれほどないでしょうか。

(宍戸構成員) 今、松村構成員がおっしゃったことは、非常に重要な論点だと思っておりまして、これは現在の座長試案で申しますと 22 ページの (7) の部分に該当するのではないかと考えております。そして 18 ページの行個法における個人情報の定義の部分とも関わっているのではないかと考えます。

最終的な法的な整理は、22 ページの「この点については」と書いていただいているとおり、基本法の検討も見た上で、法技術的にどういう整理をするのかを検討しなければいけないかと思えます。松村先生からの提出資料のとおり、“個人特定性低減データ”は照合が容易でないから、容易照合を要件とする基本法上の個人情報に当たらないけれども、容

易ではないが照合はできるから、“個人特定性低減データ”は行個法においては個人情報だというのは、やっぱり何かどこかすっきりしないところがあって、やはりこの概念についても然るべき整理をしておかなければいけないのではないか。とりわけ行個法において“個人特定性低減データ”について書く場合には、恐らく照合可能なものではあるのだけれども、“個人特定性低減データ”という類型を設けて、これに該当するものは除くということ、例えば定義規定において明確にするとか、そこはいろいろな立法技術的な調整をする、検討する必要が今後出てくるのではないか。ただこれはいずれにしても、基本法の検討にも沿わせる形でやっていかなければいけないのかなと現段階では思っております。以上です。

(藤原座長) 御指摘のとおりで、定義にどう書くか、あるいは法制として、ここで議論してきたように、どこに位置付けるか。22ページの心というのは、こちらで決め打ちして先に書くわけにはいかないだろうという、それだけのことでございます。

大谷構成員、お願いします。

(大谷構成員) 後半ということで、23ページから24ページにかけて書かれている「地方公共団体のルールへの波及の考慮」ですが、これまでいろいろ意見交換をする中で気付いたのは、行政機関等が保有するパーソナルデータと、地方公共団体あるいは独立行政法人などに存在する個人データとは、もしかするとその類型なども含めて、恐らくその性質が非常に違うものも含まれている可能性が高いのではないかと。その観点で言いますと、この議論がそのまま地方公共団体の議論にスライドするのではなくて、もちろん情報提供をしっかりと、それから波及することを考える取組を、この議論でしていくという、今、書いてある部分については、今までも意見の一致をみているところではないかと思いますが、地方公共団体等の取り扱い得る個人データ、パーソナルデータの特性などに配慮して、十分に検討した上で波及といったことを考えていくべきだということに言葉を補う必要があるのではないかと考えているところです。

要するに、このままスライドしていいということではなくて、ここではもちろん、その点では十分な検討の時間などはなかったと思いますし、今後の議論になっていくと思いますので、そういう意味で少し含みを持たせて、データの特性等の違い等に配慮し、違いがあるかどうか分からないので、類型上の特性などに考慮して、というようなひと言を追加していただけるとよろしいかと思っております。

(藤原座長) ありがとうございます。地方公共団体は、より住民に近いところにおりますので、より慎重に扱うべきデータ等をたくさん持っている。地方公共団体も、個人情報保護ファイルのところと、昔からの簿冊形式と、いろいろとありますが、中味はおっしゃるとおりだと思いますので、内容の性質等にきちんと配慮して、ということですね。情報公開法とか個人情報保護法の要綱・大綱にもそういう文言があったかと思っております。承知しました。

下井構成員どうぞ。

(下井構成員) 時間もなくなってまいりましたので手短かに申し上げます。20ページの上から2つ目の○です。

先ほどの松村構成員のお話にも関わってまいりますけれども、その○の3行目で、「現行第9条の目的外提供の際の規律は十分ではない。」となっております。これは要するに現在の行個法8条2項に基づく目的外提供、その提供時あるいは提供後の規律について9条がありますが、それでは不十分であるということです。したがって、個人特定性低減データの提供の際には、もっと厳しい規律が必要という趣旨だろうと思いますが、これはやはり法律論としては、ちょっとバランスを欠く結果になるのではないかと。

つまり、8条2項に基づく目的外提供というのは、特定性の低減が全くされていない、それこそ、その情報自体が個人を特定できるものであるか、若しくはモザイクアプローチ等による照合によって容易に個人を特定できるものです。そうしますと、個人を当然にあるいは容易に特定できる情報を目的外に提供した場合は緩い規律でよく、個人の特定性を低減したデータを外部に提供したときには規律が厳しくなるというのは、やはりそれは法制度としては極めてバランスを欠くだろうと思います。

確かに先ほど松村構成員がおっしゃったように、8条2項に基づく個人情報の目的外提供の場合、再特定の禁止はそもそもあり得ない、簡単に特定できるのだから「再」じゃないということだろうと思いますが、これについて2点申し上げます。

1つは、今の20ページの2つ目の○の2行目の後ろで、「再特定の禁止等」と「等」が入っていること。この「等」には何が入るかということ、恐らく23ページの「4 “個人特定性低減データ” の規律について」で、提供の際の本人同意であるとか、再特定禁止とありますが、二次流通、提供先の把握・公開、これらの規律が、ここで「等」に入るわけですので、必ずしも再特定の禁止だけが20ページで問題になっているわけではないと思います。

もう1点は、現行法に基づく目的外提供については、確かに再特定禁止という意味はないのかもしれませんが、しかしモザイクアプローチのことを考えれば、そういう記述に全く意味がないわけではないようにも思えます。かつ、8条2項の目的外提供について再特定禁止は意味がないというのであれば、先ほどの話に戻りますが、低減データであっても個人特定性はできるわけですから、いくら可能性を低めたものであっても識別性があるものについて再特定禁止ということ自体は、そもそも概念矛盾ということにもなりかねないような気もいたします。その情報自体では個人を特定することは難しい。だから、そういうデータについて、再特定の意味次第なのではないでしょうか。そこら辺をはっきりさせなくてはいけないとは思いますが。

いずれにせよ、ここはやはり、このままではバランスを欠いた法制度になってしまうと思いますので、個人特定性低減ではない個人情報、つまり8条2項に基づく目的外提供についても新たに規律を加えないと、結果として非常にバランスを欠いた法律ができてしまうかもしれない。そういうものを、この研究会で提言することになってしまうのではない

か。それは非常に問題ではないかと思います。

もう1点付け加えますと、現在の8条2項に基づく目的外提供は非常に不活発であると言われておりますけれども、しかしそれは法制度上そういうことが予定されている、当然に予定されているわけではなくて、運用がそうであるに過ぎないということです。むしろ8条2項の文言を見れば、これはゆるゆるの、ゆるゆると言ったら怒られるかもしれませんが、非常に積極的な目的外提供が可能はずです。そういう運用も可能なものなので、個人特定性低減データの提供について厳しく規律するならば、そちらももう少し規律をかけないと、やはりバランスを欠くのではないかというのが私の意見です。以上です。

(藤原座長) ありがとうございます。

(松村構成員) 重複になりますから、具体的にはまた議論するときに議論したいと思えますけれども、ある法律事項を変えようとする場合には、やはりそれを裏付けるだけの立法事実がなければなりません。ですので、必要性もないのに規律を変えるというのはいかなものかという点と、私の基本的な考えは別物だということ。やはり2つに分けて考えた場合には、こちらの規律とは、片一方の規律に影響を及ぼさないというのが私の基本的な考えです。下井構成員と意見が違いますが、またそこは十分議論させていただきたいと思えます。

(藤原座長) 今日お出しいただいた提出資料の最後のところのお話ですので、今のお2人の議論は後半戦で十分に議論を戦わせていただきたいと思います。

(佐藤構成員) 本来であれば基本法の議論ですべきことですがけれども、今回、行政機関における“個人特定性低減データ”の導入が医療データという形を中心に行っているため、あえて補足をさせていただきます。

医療データの場合、“個人特定性低減データ”として加工・提供し、受領先において、そのデータからある人の病気が起き得る可能性が高まったという場合に、本人にそれを通知すべきだという考え方があります。現状では第三者提供などに関していうと、生命・財産に関わる部分に関しては、同意なく第三者提供できるとなっていますが、個人特定性低減データ”について、受領先において、そうした生命・財産に関わることで発見されたときに再特定を許すかどうかという問題があります。これは基本法で考えればいいことですがけれども、今回、医療データに限定しているため、ここで踏み込むか、基本法でそれを面倒見るのかという問題があるかと思えます。今ここですぐに議論できることではないので、そういう意見があったということを、どこかに残しておいていただければ十分です。

(藤原座長) 現在のこの「中間的な整理」という意味ではなく、今後の議論あるいは議事録にきちんと残しておくという意味ですね。

(佐藤構成員) はい、そうです。

(藤原座長) 医療に限定しているわけではないということ、ひと言申し上げておくとともに、インシデンタルファインディングス、偶発的所見をどう通知するかという話は、既にゲノムの分野で議論のあるところでもございますので、また後半に御議論できればと

思います。

様々な御意見をありがとうございました。本日の議論でいただきました御意見を反映して、次回、修正した案をお示ししたいと考えております。

それでは、今後の研究会の検討の予定について事務局からお願いいたします。

(事務局) 次回、第8回は11月11日の火曜日、午前10時から12時を予定しております。よろしくをお願いいたします。

(藤原座長) ありがとうございました。それでは、「第7回行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」はこれで閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

以上